

# 平成31年分「定期報告書」の届出 をお願いします！！

家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、家畜の所有者又は飼養管理者は毎年**2月1日時点の飼養状況**について家畜保健衛生所に報告する義務があります。

## 定期報告の概要

### ◆届出の対象家畜

1. 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚(ミニ豚、イノブタを含む。)、いのしし

届出期限

→ **平成31年4月15日**

2. 鶏(ウコッケイ、チャボを含む。)、ほろほろ鳥、七面鳥、うずら(ヨーロッパウズラ)、あひる(マガモ、ガチョウ、アイガモ、フランスガモ)、きじ(ヤマドリ)、だちょう(エミュー)

→ **平成31年6月15日**

### ◆報告事項

1. 基本情報 (1) 家畜の所有者および管理者の氏名又は名称および住所  
(2) 農場(飼養場所)の名称および住所  
(3) 家畜の種類および頭羽数 など
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況
3. 添付書類 (1) 農場の平面図  
(2) 家畜の飼養密度  
(3) 埋却地の確保状況(所在地、面積、利用状況) など

### ※提出期限について

平成31年4月15日(鶏等は平成31年6月15日)となっておりますが、

**平成31年3月31日までの提出にご協力ください。**

【持ち込み または 郵送】

届出場所： 中濃家畜保健衛生所

〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1

ご不明な点がございましたら、中濃家畜保健衛生所までお問い合わせください

中濃家畜保健衛生所 **TEL:0574-25-3111** FAX:0574-27-3092